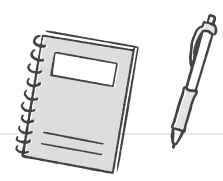




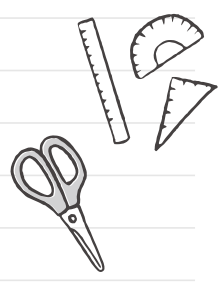
# 高等学校等に修学する方

# への奨学制度のお知らせ



## ▶ 高等学校等就学支援金

- 概要** 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な場合、国から授業料にあてるための「高等学校等就学支援金」を支給します。
- 支給要件** すべて該当すること
  - 日本国内に住所を有していること。
  - 保護者等が所得基準を満たすこと。
  - 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。
  - 過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月（定時制・通信制は48か月）を超えていないこと。
  - 過去に高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または修了したことがないこと。
- 所得基準** 保護者等の所得について、次の計算式により判定  
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
- 申請時期** 1年生の4月に学校を通じて申請。以降は、学校からの案内に従い手続を行う。
- 問合せ先** 国公立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 **Tel.077-528-4587**  
私立高等学校等 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**



## ▶ 滋賀県私立高等学校等特別修学補助金

- 概要** 滋賀県内の私立高等学校等において、就学支援金の支給額が低額に留まる世帯を対象に、県から特別修学補助金を上乗せして助成し生徒の修学を支援します。  
(授業料を減免した高等学校等を設置する学校法人に対する補助)
- 支給要件** 滋賀県内の私立高等学校または中等教育学校（後期課程）に在学する生徒の保護者等で、県内に居住すること。
- 所得基準** 高等学校等就学支援金と同じ計算式
- 申請時期** 在学する高等学校等が定める期日までに学校を通じて申請（例年、夏季休業前後）
- 問合せ先** 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**

### 《就学支援金および特別修学補助金の支給額（全日制の場合の年額）》

	所得基準算出額	就学支援金の支給額	特別修学補助金の上乗せ額	年収目安（参考）
公立	304,200円未満	118,800円	－	910万円未満
私立	154,500円～ 304,200円未満	118,800円	59,400円	590万円～ 910万円未満
	154,500円未満	(最大)396,000円	－	590万円未満

## ▶ 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）

- 概要** 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給します。
- 支給要件** すべて該当すること
  - 生徒の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。
  - 生徒の保護者等の都道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であること。

### 《支給額（年額）》

※令和4年度の支給額

公立	32,300円～143,700円
私立	52,100円～152,000円
通信制	32,300円～ 52,600円
専攻科	50,500円～ 52,100円

※扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。



- 申請時期** 7月頃に在学する高等学校等を通じて申請  
※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能（年額の一部を前倒しで支給するもの）
- 問合せ先** 国公立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 **Tel.077-528-4587**  
私立高等学校等 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**

## ▶ 生活福祉資金貸付

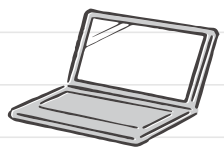
- 概要** 低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学、または高等専門学校に入学、修学するために必要な経費を貸与します。
- 貸与要件** 県内に住居している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯（生活保護基準の1.7倍程度）



### 《貸与額（無利子）》

教育支援費 （月額）	高等学校	35,000円以内	大学	65,000円以内
	高等専門学校	60,000円以内	短期大学	60,000円以内
就学支度費 （入学に必要な一時金）	500,000円以内			

- 返還** ●据置期間 卒業後6月以内  
●償還期限 据置期間経過後20年以内
- 申請時期** 随時申込
- 問合せ先** 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 **Tel.077-567-3903**



## ▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付

- 概要** ひとり親家庭や寡婦の方等に、高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸付しています。
- 貸付要件** 経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童  
※滋賀県奨学資金、滋賀県高等学校等定時制課程、通信制課程修学奨励金および生活福祉資金との併用はできません。

### 《貸付額（無利子）》

修学資金 （月額）	高等学校	18,000円～ 35,000円
	高等専門学校	21,000円～ 76,600円
	専修学校（専門課程）	45,000円～ 84,300円
	短期大学	45,000円～ 87,300円
	大学	47,300円～ 97,300円
就学支度資金 （一時金）	大学院	88,000円～122,000円
	高等学校	150,000円～420,000円
	短期大学、大学、高等専門学校、大学院	410,000円～590,000円

※国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により貸付金額が異なります。

- 返還** 学校卒業後の6か月後から返還
- 申請時期** 修学資金 原則として就学前に申込み。事前相談必要  
就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要
- 問合せ先** 滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局 **Tel.077-528-3554**

## ▶ 日本学生支援機構奨学金

学生・生徒で、経済的な理由により大学等の修学が困難な方に資金が貸与または給付されます。在学する学校の先生に相談してください。

